

東京都立永山高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月24日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身に長く深い傷を残すものである。いじめを絶対に許さない学校の姿勢を明示する。
- (2) すべての生徒にいじめを行わず、いじめを受けず、いじめを見て見ぬふりをしない、いじめ根絶の意識を育成する。
- (3) 教職員全員で、いじめに関する情報の共有と指導により、いじめ未然防止、早期発見に努める。いじめを発見した場合には、学校組織として速やかな対応を行う
- (4) 保護者や地域、関係機関との連携を強化し、多くの人々との関わりをとおして、生徒が見守られている状況を作る。

2 学校及び教職員の責務

学校全体でいじめの未然防止および早期発見に取り組み、いじめが発生した場合には、適切かつ迅速に対応に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実行的かつ組織的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止に関すること
- いじめの早期発見に関すること
- いじめ事案への対応に関すること
- 重大事態への対処に関すること
- いじめ防止への取組、いじめ事案への対応等の検証を行い、学校基本方針等の見直しを行うこと。

ウ 会議

- ・学期に1回程度開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要とみとめる者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、各関係機関と連携し、深刻な問題行動及び問題行動の前兆行動を持つ生徒（以下「該当生徒等」という。）、該当生徒等の保護者に対し、必要な支援を行うことを目的とする。

イ 所掌事項

○該当生徒等及びその保護者に対する、立ち直りに必要な支援

ウ 会議

・学期に1回程度、定例会議を主催し、情報を共有する。また、必要に応じて、随時開催する。

エ 委員構成

PTA 会長、PTA 前会長、PTAOB 会会長、後援会会長、有識者、その他校長が必要とみとめる者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 担任は、SHR および LHR を活用し、学級内の様子を観察するとともに、問題を抱えていそうな生徒への声掛けなどを積極的に行う。

イ 生活指導部は、生徒により自発的ないじめ防止策を策定するための支援・助言を生徒会を通じて行う。

ウ 担任は、LHR を活用して、いじめに関する授業を学期に一度程度実施する。

エ 担任は、いじめ防止・対応のすべての取り組みにおいて、学級経営の責任者であるという重要性を認識し、常に自ら積極的な対応を行う。

オ 全教職員が、いじめについて校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

(2) 早期発見のための取組

ア 「生活意識調査」を年度当初に実施し、スクールカウンセラーによる全員面接をおこなう。

イ 担任教諭により、学期に一度程度、生徒との二者面談を実施する。

ウ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察を随時実施する。

エ 担任は、生徒の行動記録のファイリングをおこなう。

オ 「いじめ発見のチェックシート」の配布回収を学期に1回程度行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会は発見された事例に関して緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに被害生徒の支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する

イ 被害生徒の安全を第一優先とした対応を行う。心的ストレス軽減のため、スクールカウンセラーを活用する。

ウ 加害生徒によるいじめが再発しないよう、学校いじめ対策委員会が中心となり、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、スクールカウンセラーを活用していく。

エ いじめを伝えた生徒の安全を確保するために、教員同士の情報共有を図るとともに、生徒の見守りを行う。同時に保護者との緊密な連携を図る。

オ 都教委作成の「いじめ防止カード」の活用により、いじめの周囲にいる生徒たちが適切な行動をとれるように働きかける。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。同時に、保護者と連絡を密にとり、積極的に状況を把握する。

イ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察を積極的に実施する。

ウ 家庭訪問を通じ、被害生徒の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するための手立てを尽くす。

エ いじめが原因で不登校になっている被害生徒の状況に応じて保健室等の、緊急避難措置を継続的に実施する。

5 教職員研修計画

(1) いじめ問題の対応に当たっては、すべての教員がそれぞれの役割と責任に応じた主体的な行動が必要であるため、学期に1回程度、いじめに関する研修会を実施し、情報を共有する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校からのお知らせや、保護者会を活用し、保護者相談の機会を設ける。

(2) PTAに情報提供を行い、積極的に協力を依頼する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域の人材を活用できるように、連絡を取っておく。

(2) 警察・児童相談所等と、日常的に連絡を取り合い助言を受ける。

(3) 必要に応じて、警察への通報を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) いじめ総合対策チェックシートを用い、実施が適切に行われているかを評価し、次年度以降の改善に反映させる。

(2) 生徒・保護者へのアンケートを通して、いじめ防止対策への評価を次年度以降に反映させる。

(3) 学校評価による検証と見直しを、年度末に行う。必要が認められる際は、本基本方針を改訂し改めて公表する。